

「ローカル SDGs サポートーズ倶楽部」

会員規則

第1条 (名称)

本会は、「ローカル SDGs サポートーズ倶楽部」(以下 SDGs サポートーズ倶楽部という)と称する。

- 2 本会事務局は一般社団法人日本再生可能エネルギー地域資源開発機構(以下 RDo という)内に置く。

第2条 (目的)

本会は、地球規模の課題である気候変動対策と、我が国レジリエンスに資する、世界の最先端 SDGs 事業モデルを研究、開発、統合し、そのノウハウとスキルを、地域資源を活用した地方創生型 SDGs 事業モデルとしてカスタマイズすると共に、地域企業や、自治体、地域金融が主体となって当該事業モデルを起こし、地域独自の脱炭酸エネルギービジネス市場の創造と、新たな雇用が生まれるよう、地域に寄り添い支援することを目的としその目的に資するため、次の事業を行う。

一、(国土強靱化)

会員関係者にむけて自家消費型太陽光設備の設置を提唱するとともに、災害・非常時には、充電可能な防災拠点として、地域に施設開放する許諾を取り付け、民間主導の地域防災拠点ネットワークを草の根的に整備する。

二、(カーボンニュートラル)

会員と、地域住民・行政・企業が一体となって、「人」「自然」「地域金融の支え」などの地域資源を活用することで、非 FIT 型再生可能エネルギー電源を開発するとともに、地域にそのノウハウとスキルを根付かせ、地域独自の脱炭素エネルギービジネス市場の創造と、地域に新たな雇用を生み出す地域エネルギー事業会社の設立支援を行う。

三、(地方創生)

本会は、地域農林畜産業の後継者育成と、地域の担い手となる人材輩出を目指し、耕作放棄地、荒廃農地、水資源、施設屋根上等を活用した、地方創生型非 FIT 再生可能エネルギー発電ビジネスを、農林漁業の第二の収益事業とするべく、会員は、その推進リーダーとして、地方創生応援税制(ふるさと納税制度)を活用し、納税寄付者を全国から募り、地方創生事業を、安定的に軌道に乗せることを目的とする。

- 四、本会は、上記活動の地域 SDGs 事業モデルの発展と飛躍にむけ、会員自らが主体となってサービスの提案提供を行うと共に、地域と共に域内人脈とネットワークを築き、地域の SDGs 課題の解消に向かうことを目的とする。

第4条（事業活動）

本会は、前条の目的を達成するために、本会会員と共に次の事業活動を行う。

（1）SDGs サポーターズ倶楽部 会員の活動

- ① 地域の中小企業にむけて自家消費型太陽光の設置提唱、その普及スキームの推進
- ② 自家消費型太陽光設置企業に対して、災害等の非常時には充電可能な防災拠点として地域に施設開放する許諾を取り付け、民間地域防災拠点ネットワークを草の根的に整備する、SDGs 活動の実践、啓蒙、協力支援
- ③ 地域農林漁業の後継者育成、地域の担い手となる人材輩出を目的として、農林漁業家保有の資源を活用した、非 FIT 再エネ発電ビジネスの開発、支援
- ④ 地域エネルギーの自立にむけた、地域固有のローカル SDGs 事業モデルの開発と、推進にむけての地域金融機関との連携斡旋、支援活動
- ⑤ 地域での開発需要や協力企業の可能性、地域住民の意向等の情報収集、ならびに発電所開発に伴う地域住民説明会などの協力
- ⑥ 地方応援税制(企業版ふるさと納税制度)を活用した、非 FIT 再エネ発電所開発支援、ならびに納税寄付者への案内
- ⑦ 発電所開発及び施設の健全なる運営に係る各種損害保険、金融スキームの整備

以上、本会と本会会員はローカル SDGs の実現にむけて取引先と共に実践する。

※上③の運営参画は、別途記載する電力事業応援会員（SDGs サポーターズ倶楽部・コーディネーター、以下コーディネーターと称す。）としての取り組みとなる。

（2）SDGs サポーターズ倶楽部 本会会員にむけての RDo の活動

- ① 本会が企画、開発した SDGs 事業モデルの啓もう活動
- ② 上記（1）実現にむけ、会員に向けての、金融、エネルギー、地域新電力、営農型太陽光、水力発電、ローカル SDGs に係る専門知識セミナー・研修会の企画と実施
- ③ 地域に向けての、ローカル SDGs セミナー・勉強会の企画と実施協力
- ④ 各地域での SDGs 実例や、SDGs サポーターズ倶楽部の活動実績等での、会員間の情報共有化
- ⑤ 脱炭素に資する取組を推進する SDGs の専門家をお招きしての研究会の実施

（3）その他、目的達成に必要な諸活動

- ① 上記(2) - ②に関連して、研修会参加者に対する受講証明書の発行
- ② 受講証明書を付与された会員に対する、本会ロゴの提供と、名刺等への利用許可
- ③ SDGs サポーターズ倶楽部を運営する、一般社団法人 日本再生可能エネルギー地域資源開発機構のホームページに、会員名簿が掲載され、名簿上にはそれぞれの会社概要、会員の写真も掲載される。（ただし会員希望による追加的掲載にかかわる実費は会員負担）

第5条（会員の資格）

本会の会員は次の2種とする。

- (1) 基本会員（SDGs サポーターズ倶楽部・サポーター、以下サポーターと称す。）は別紙のSDGs サポーターズ倶楽部の倫理基準の考え方と理念の理解を前提とした本会の目的に賛同し、入会した者とする。
- (2) 脱炭素社会実現にむけての発電事業参画会員（コーディネーター）は、上記（1）の会員となった後若しくは同時に、RDoが開発支援した再生可能エネルギー発電所の主体として事業運営に参画するもの。

第6条（入会）

会員の入会は、本会が指定する審査機関の推薦の上、本会の入会を希望する団体、法人が本会の定めた入会手続きを行い、本会事務局とRDo理事会の承認を得るものとする。

2 入会日はRDo理事会が承認した、翌月1日とする。

第7条（会員の権利と義務）

会員の権利と義務を次のように定める。

（1）権利

- ア サポーターは、上に掲げる第4条の（1）の全項に、RDoと共に取り組むことができる。但し、③項の運営参画はコーディネーター会員のみとなる
- イ 両会員とも第4条の（2）（3）への参加ができる
- ウ 上ア、イに伴う各種相談、アドバイス等を受けることができる
- エ 当会が有用と認めた、各企業の保険を含む商品・サービスを通してのSDGsに繋がる支援活動がおこなえる
- オ 本会の名称や肩書の利用においては、第4条(3)に従い、本会ホームページに会員名簿を記載する。これと同時に、各会員は名刺などに記載することを可能とする。

（2）義務

- ア 別に定める倫理基準及び規則等を遵守すること
- イ 別に定める会費等を支払うこと
- ウ 入会后各会員向けSDGs及び電力事業に関する講座の受講をすること
- エ 地域の電力事業におけるふるさと納税寄付者の目標を、RDoと共に設定し、募集活動を行うこと
- オ 本会の組織及び制度の活性化に向けて、積極的に協力すること

第8条（会費）

各会員の年会費は次のとおりとする。

（1）SGDs サポーターズ倶楽部・基本会員（サポーター会員）

- ア 年会費：年額●万円（消費税別）
- イ 期間と支払い方法：入会決定の通知を受けた翌月5日までに、1年間分の全額

- を指定の口座に振り込むものとする。
- (2) **SGDs サポーターズ倶楽部・電力事業参画会員（コーディネーター会員）**
- ア 年会費：年額●万円（消費税別）
- イ 期間と支払い方法：入会決定の通知を受けた翌月 5 日までに、1 年間分の全額を指定の口座に振り込むものとする。
- (3) 一旦納付された年会費は、その理由の如何を問わず、返還しないものとする。

第9条（休会と退会）

会員の退会と休会は、任意に申し込むことができる。

- 2 会員はその退会日の 1 か月前までに、退会の届けを出し、任意に退会することができる。
- 3 ただし休会はこれまでの会費の滞納無きことを確認して一年以内、通算して2年間を限度に休会を申請することができる。

第10条（除名）

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本会則及び倫理基準、その他の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) 本会に許可なく、本協会の活動と関わりのない独自の商業活動を会員向けに行った場合
- (4) 本会に許可なく、本会与競業する行為を行った場合
- (5) 本会に許可なく、本会の所有する商標権を侵害する行為を行った場合
- (6) 本会に許可なく、本会の所有する商標と類似の商標出願を行った場合
- (7) 本会に登録の情報に虚偽の内容がある場合
- (8) 本会又は本会の利害関係人に対し、誹謗中傷をしたと認められる事実がある場合
- (9) 本会の事業活動を妨害する等により本会の事業活動に悪影響を及ぼした場合
- (10) 他の会員に対して、マルチレベルマーケティング、ネットワークマーケティング、その他連鎖販売取引への勧誘、宗教等への活動の勧誘（これらの勧誘とみなされる一切の行為を含む）を行なった場合
- (11) 法令若しくは公序良俗に反する行為を行った場合
- (12) その他の除名すべき正当な事由があるとき

第11条（会員会則の追加・変更）

本会則に定めのない事項で必要と判断されるものについては、本会事務局の提案により **RDo** の理事会決議により定める。

- 2 本会は **RDo** 理事会の決議により、本会則の全部または一部を変更することができる。
- 3 **RDo** の決議により変更された会則は、本会のホームページ上に掲載された時点で効力を発するものとし、以後会員は、当該変更された会則に拘束される。

第12条（機密情報の保護）

本会及び会員は共に、業務上知り得た機密情報の保護に万全を期すものとする。

第13条（個人情報の保護）

本会及び会員は共に、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

第14条（免責及び損害賠償）

会員は、本会の活動に関連して取得した資料、情報等について、本会と相談の上自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定することができるが、これらに起因して会員または第三者が損害を被った場合であっても、本協会は一切責任を負わない。

万が一、本会が会員に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その原因の如何に関わらず、本会は、間接損害・特別損害・免失利益ならびに第三者からの請求及び軽過失に基づく損害について、予見の有無に関わらず、責任を負わないものとする。

2 会員が退会・除名等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとする。

第15条（法令の準拠）

本会の総ての会員は、各種法律、政令、省令等の法令の定めに従うと共に、本会が別途定めた場合はその倫理規定類に従うものとする。

（役員）

第16条（役員）本会に次の役員をおく。

会長 1名、 副会長 1名、 事務局長 1名

2 なお役員任命については会長の一任とする。

第17条（役員の任務）

会長は、RDoの理事長(代表理事)が兼務して代表となり、会務を掌る。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代理する。

3 また事務局長は、本会の外部広報発信と、会員の意見のとりまとめを行う。

第18条（役員の任務）

役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 役員は任期終了後でも後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

第19条（経費等）

本会の経費は、会費・寄付金・補助金他その他の収入をもってあてる。

第20条（その他）

本会則に定めのない事項で、この会則の施行にあたり必要な事項は、会長と副会長、事務局長が協議し定め、総会にて発表する。

会 員 倫 理 基 準

SDGs サポーターズ倶楽部（以下「本会」という。）の会員は、次に定める倫理に関する諸基準を遵守し、地域と社会に貢献できるよう取り組むものとする。また、自ら有する商品・サービスを用いて、地域発展に寄与した活動を目指し、本会の維持・発展に貢献する。

第1条（理念の理解）

会員は、地域の課題と向き合い、その解決に向けての考え方と理念を理解する。

- 一、地域への考え方「各地域の諸問題を理解し、行政を始めとした住民・関係各位共に、各地域の持続可能な解決へと向かいます。」
- 二、地域への理念「地域への考え方をもって、地域の発展、住民の環境保全、安心安全な生活と、健康に貢献することに向かい、それらに取り組む関係者皆様と共に豊かな人生を創出する。」

第2条（遵守基準）

会員は、本会上の考え方と理念とともに、法令、本会規則・規定及び本会の決議を順守する。

第3条（名誉と信義基準）

会員は、高い倫理性の保持に努め、会員としての名誉と良識を保持し、本会の信頼と信用を傷つける行為や信義と誠意に反するような行為を行ってはならない。

第4条（相互基準）

会員は本会が行う活動に相互に協調し、誠実にその業務を遂行する。

第5条（自主性基準）

会員は、自主独立の精神を保持し、仮にも自己又は第三者の不当な利益を図り、或は特定人の不当な要求に迎合することがあってはならない。

第6条（守秘基準）

会員は本会における活動を通じて知りえた本会の秘密及びその他の情報を正当な理由なく外部に漏洩、登用してはならない。特に、コンピューター及びスマホを活用してのデータなどの取り扱い、セキュリティを含め情報の取扱基準を厳重に行う事。

個人情報の取り扱いについて

運営事務局 事務局長

●個人情報の利用目的と第三者への提供について

1. 個人情報の利用目的

当会では、個人情報を以下の利用目的の場合に使用することがあります。

- (1) 本会員情報は、各種連絡等、地域行政関係者との連係に使用することがあります。
- (2) 本人の承諾を得た会員について、会員名簿を作成し、地域電力事業及びSDGs活動に協力する第三者に提供する場合があります。
- (3) 各種セミナー、研修の受講生及び講師等の情報は当該事業の運営に使用します。

2. 利用及び提供の制限

当会では、以下の場合を除く、上記1. で明示した利用目的以外の使用及び第三者提供を行いません。

- (2) 会員・各種セミナー及び勉強会の受講生、当該情報主体者の同意がある場合
- (3) 不正アクセス、脅迫等外部要因による違法行為が発生した際の原因究明及び対処を必要とする場合

●会員自身に関する情報の変更・訂正・削除

会員本人から当会に「会員名簿記載事項、その他の変更。訂正届（会員名簿に記載）」の所定の書類を提出することにより、当会の登録内容の変更・訂正・削除を行います。

(ホームページ改定実費は会員負担)

●個人情報相談窓口

上記の方針に基づき、会員情報等の機密保持・管理を行うに当たり、お問合せ先は以下にご連絡ください。

■個人情報保護管理者：上野直昭

■個人情報相談窓口：中村友厚（連絡先電話番号：090-3485-4083）

「会 員」募集要項

会員（保険代理店用）の募集要項は以下となります。

□入会金及び会費
(サポーター会員)

入会対象者	法人・個人または団体
入会の目的と役割	本会に入会することで、RDo と本会が取り組む地域の課題解決活動に対し、関係する法律を守り、地元関係者と共に地域に貢献するSDGs 活動を行う。とりわけ、取引先企業にむけての自家消費型太陽光の設置、ならびに、非常時に際しては、防災拠点として地域に開放する許諾協力をとりつけ、地域 SDGs 防災拠点ネットワークの構築整備に貢献する。非 FIT 型再エネ発電所開発においては、ふるさと応援税制(ふるさと納税制度)を活用し、企業版の納税寄付者を募り、地域の脱炭素 SDGs 事業モデル普及にむけた募集活動をおこなう。※別紙会則第 4 条と第 7 条を確認
入会審査	本会事務局と指定の審査機関の協議を経て、RDo 理事会で最終決定する
入会金	なし
会費	年会費●万円（税別）

(コーディネーター会員)

入会対象者	法人・個人または団体
入会の目的と役割	本会に入会することで、RDo と本会が取り組む地域の課題解決活動に対し、関係する法律を守り、地元関係者と共に地域に貢献するSDGs 活動を行う。とりわけ、取引先企業にむけての自家消費型太陽光の設置、ならびに、非常時に際しては、防災拠点として地域に開放する許諾協力をとりつけ、地域 SDGs 防災拠点ネットワークの構築整備に貢献する。非 FIT 型再エネ発電所開発においては、ふるさと応援税制(ふるさと納税制度)を活用し、企業版の納税寄付者を募り、地域の脱炭素 SDGs 事業モデル普及にむけた募集活動をおこなう。また、RDo が開発支援する再エネ発電所の経営に参画し、共に事業を軌道に乗せる役割を担う。※別紙会則第 4 条と第 7 条を確認
入会審査	結心会と本会事務局との協議を経て、RDO 理事会で最終決定する
入会金	なし
会費	年会費●万円（税別） ※但し、サポーター会員入会者のみ限定。

●当会の事業内容及び上記以外での、提携や連携について、以下は個別相談となります。

(例)

- ・本会ホームページなどへの広告
- ・本会を通じての、地域に寄与する商品やサービスの案内
- ・本会を通じて、知り得た情報、データベース及びノウハウの利活用
- ・当会事業の取組みにおける体制整備やマネジメント上の相談 等

誓 約 書

令和 年 月 日

「ローカル SDGs サポーターズ倶楽部 事務局」 御中

住所：〒 ー

事業者名：

役職名：

代表者名： 印

この度、貴会に入会するにあたり、次のことを必ず誠実に履行することを誓います。

1. 本会会則及び倫理規定を遵守すること
2. 貴会の事業運営に協力すること
3. 故意または過失により貴会に財産上の損害を与え、または社会信用を棄損せしめた時は、貴会に対して損害賠償責任を負担すること

入 会 申 込 書

「ローカル SDGs サポーターズ倶楽部 事務局」 御中

私は、貴会に参加するために、入会に希望いたします。

フリガナ			
事業者名			
所属部署名			
役職者名			
フリナガ			
申込者名			⑩
生年月日	昭和・平成	年	月 日 (歳)
所在地	〒 —		
TEL			
E-mail			
URL			
従業員数	人		資本金
創業	昭和・平成・令和	年	月 日 百万円
入会会員選択 <small>(同時入会は両方に枠が込みを)</small>	サポーター会員 ・ コーディネーター会員		
入会希望日	令和 年 月		
添付書類	1. 会社案内 2. 誓約書		

※本紙に記入いただいた個人情報につきましては、当会の利用目的以外には使用いたしません。

○本会事務局記入欄

受付日	支払い方法	担当者	備考
	—		